

# おくやみの手続

手続の内容によって施設ごとに取り扱い項目が異なりますので、担当課へご確認ください。  
なお、各窓口施設の業務時間については特別の記載がない限り、平日の 9:00~17:00 となります。

令和8年1月～  
2025-12-09

多くの方に共通する手続について例示したものです。各自必要な手續は、異なる場合がありますのでご注意ください。

手続	担当課と手続できる窓口	備考(お持ちいただくものなど)
死亡届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民課 戸籍担当 北館1階 TEL:06-6489-6410</li> <li>・各サービスセンター (祝日を除く土曜日は預かりのみ可)</li> <li>★時間外受付…本庁中館1階 警備室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡届(死亡診断書付のもの。病院に備え付けている場合が多いです。)</li> <li>*後見人・保佐人・補助人及び任意後見人が届出人になる場合は、その資格を証明する登記事項証明書又は裁判書の謄本、任意後見受任者が届出人になる場合は、その資格を証明する登記事項証明書又は任意後見契約に係る公正証書の謄本の提出が必要です。</li> <li>*火葬許可証が既に発行されている場合は死亡届は提出済みです。</li> </ul>
国民健康保険被保険者証の返却と、葬祭費の請求 (一部の後期高齢者医療制度適用者を除き、74歳まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保年金課 資格試験課担当 南館1階 発券機「う」 TEL:06-6489-6423 FAX:06-6489-4811</li> <li>・各サービスセンター</li> </ul> <p>*社会保険等に加入していた人が亡くなった場合は、加入していた健康保険の保険者へ申請してください。</p>	<p>〈保険証等の返却〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡した方の国民健康保険被保険者証・資格確認書など</li> </ul> <p>〈葬祭費の請求〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※喪主が来庁する場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・喪主の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)</li> <li>・死亡を証明するもの(死亡診断書または死体火葬許可証)</li> <li>・喪主が確認できるもの(会葬礼状、葬儀の領収書など)</li> <li>・喪主の指定する口座の預金通帳、キャッシュカードなど</li> </ul> </li> <li>※喪主以外が来庁する場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)</li> <li>・喪主の印鑑</li> <li>・委任状</li> <li>・死亡を証明するもの(死亡診断書または死体火葬許可証)</li> <li>・喪主が確認できるもの(会葬礼状、葬儀の領収書など)</li> <li>・喪主の指定する口座の預金通帳、キャッシュカードなど</li> </ul> </li> </ul>
年金 (国民年金・厚生年金の受給者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・尼崎年金事務所 (年金ダイヤル 0570-05-1165) 東難波町2-17-55 TEL:06-6482-4591 FAX:06-6482-1438</li> </ul>	<p>*共済年金を受給している方が亡くなった場合は、各共済組合で申請してください。</p>
遺族基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保年金課 年金担当(第1号被保険者のみ) 南館1階 発券機「あ」 TEL:06-6489-6428 FAX:06-6489-6417</li> </ul>	<p>手続内容や、その方によって必要な書類が違いますので、必ずお問い合わせください。</p>
死亡一時金		
寡婦年金		
印鑑登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民課 北館1階 TEL:06-6489-6408</li> <li>・各サービスセンター (祝日を除く土曜日も可)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動的に廃止になります。印鑑登録証を返納、もしくはご自分で処分してください。</li> </ul>
市税の口座振替の廃止 または変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税課 南館2階 TEL:06-6489-6285 FAX:06-6489-6875</li> </ul>	<p>【廃止】 ・納税通知書</p> <p>【変更】 ・納税通知書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新口座の通帳とお届け印もしくはキャッシュカード (一部金融機関に限る)</li> </ul> <p>*口座振替の廃止については電話やFAXでもお手続できます。</p> <p>*口座振替の変更については一部金融機関に限りWebでもお手続できます。詳しくは尼崎市ホームページへ。</p>
個人市民税・県民税(課税されて いる方)の納税承継人申告書の 提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民税課 南館2階① TEL:06-6489-6246~6248 FAX:06-6489-6875</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続人の方の本人確認書類</li> <li>・亡くなられた方の死亡届(写し)もしくは本人確認書類、納税通知書など</li> </ul>
原動機付自転車等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務管理課 窓口担当 南館2階⑤ TEL:06-6489-6288 FAX:06-6489-6951</li> <li>・各サービスセンター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナンバープレート</li> <li>・登録申告済証(登録票)</li> <li>・窓口に来られる方の本人確認のできるもの</li> </ul> <p>*排気量変更を伴う場合、特定小型原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカーで廃車以外の場合については、各サービスセンターでは取り扱っておりません。</p>
市営住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南部管理センター TEL:06-6411-1151 七松町1-2-1-401D フェスタ立花北館4階</li> <li>・北部管理センター TEL:06-4961-6300 南塚口町2-12-18 塚口若松ビル2階</li> </ul>	<p>変更がある場合、その方によって持つて行くものが違いますので、必ずお問い合わせください。</p>

県営住宅	・株東急コミュニティ 阪神南管理センター TEL:0798-23-1090 西宮市六湛寺町14-5 ハイス西宮ビル4階	
水道の閉栓、名義変更	・尼崎市上下水道電話受付センター TEL:06-6375-0002FAX:06-6375-0124	午前8時45分～午後5時30分 *土日祝 可(12/29～1/3を除く)
固定資産税 相続人代表者指定(変更)届	・資産税課 南館2階 TEL:06-6489-6262 FAX:06-6489-6875	・被相続人宛に送付している納税通知書 (納税通知書がない場合は、相続人の本人確認書類)
<b>*** シニア ***</b>		
後期高齢者医療制度 被保険者証の返却と葬祭費 ・75歳以上 ・65歳以上75歳未満の一定の障害のある方で、広域連合の障害認定により被保険者であった方	・後期高齢者医療制度担当 南館1階 TEL:06-6489-6836 ・各地区保健・福祉申請受付窓口 (中央、小田を除く) ・各サービスセンター ・南部保健福祉センター 南部福祉相談支援課	・喪主の身分証明書(代理人が申請する場合、不要) ・喪主が確認できるもの (会葬御札のハガキ、葬儀の領収書、請求書、施行證明書のうちいずれか(喪主及び故人のフルネーム、葬儀の日付記載があり、葬儀日以降に発行されたもの)) ・喪主(申請者)名義の銀行預金通帳 ・後期高齢者医療被保険者証または資格確認書 ・限度額適用・標準負担額算定認定証、限度額適用認定証、特定疾患療養受療証(すでにお持ちの方のみ) ・委任状(喪主以外の口座に振込希望の場合、委任状と喪主の身分証明書(コピー可)が必要) 【代理人が申請する場合】・上記に加え、代理人の身分証明書
高齢期移行(所得制限あり) 65歳～69歳 *要介護2以上が必要となる場合があります。	・福祉医療課 南館1階④ TEL:06-6489-6359 FAX:06-6489-6398 ・南北保健福祉センター 南北福祉相談支援課 ・各地区保健・福祉申請受付窓口	・医療費受給者証
「介護保険被保険者証」等の返却と「介護保険資格取得・異動・喪失届」の届出	・介護保険事業担当 北館3階 TEL:06-6489-6375 ・南北保健福祉センター 南北福祉相談支援課 ・各地区保健・福祉申請受付窓口	・介護保険被保険者証 (他に介護保険に関する次の証がある場合、併せて各証も含む 負担割合証、負担限度額認定証)
高齢者バス特別乗車証 の返却	・福祉課 中館6階 TEL:06-6489-6348 FAX:06-6489-6329 ・南北保健福祉センター 南北福祉相談支援課 ・各地区保健・福祉申請受付窓口	・高齢者バス特別乗車証(乗車払カード) 阪神バス営業所における乗車払カードのチャージ残額の払戻が必要になる場合もあります。 ・グランドバス(定期券) 定期券の返還に関しては阪神バス営業所へお問い合わせください。 阪神バス尼崎営業所 TEL:06-6416-1351
高齢者移送サービスチケット の返却	・介護保険事業担当 北館3階 TEL:06-6489-6343 ・南北保健福祉センター 南北福祉相談支援課 ・各地区保健・福祉申請受付窓口	高齢者移送サービスチケット
<b>*** 障害者 ***</b>		
身体障害者手帳・療育手帳の返却	・南北保健福祉センター 南北障害者支援課 ・各地区保健・福祉申請受付窓口 ・障害福祉課 南館1階 TEL:06-6489-6397 FAX:06-6489-6351	・障害者手帳、自立支援医療受給者証など ※その方によって手続が違いますので、必ずお問い合わせください。
特別障害者手当		
障害児福祉手当		
福祉手当		
重度心身障害者(児)介護手当		
自立支援医療(更生医療)		
福祉タクシーチケット	・南北保健福祉センター 南北福祉相談支援課 ・各地区保健・福祉申請受付窓口 ・障害福祉課 南館1階	・福祉タクシーチケット
リフト付自動車派遣登録者証	TEL:06-6489-6397 FAX:06-6489-6351	リフト付自動車派遣登録者証
障害福祉サービス	・南北保健福祉センター 南北障害者支援課	・受給者証
精神障害者保健福祉手帳	・南北保健福祉センター 南北地域保健課	・手帳

自立支援医療(精神通院医療)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病対策課</li> <li>・各地区保健・福祉申請受付窓口</li> </ul>	・受給者証
特別児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南北保健福祉センター 南北障害者支援課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手当証書</li> </ul> <p>※14日以内に届出をしてください。</p>
兵庫県心身障害者扶養共済制度弔慰金支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉課 南館1F</li> </ul>	<p>※その方によって手続が違いますので、必ずお問い合わせください。</p>
補助犬	<p>TEL:06-6489-6397 FAX:06-6489-6351</p>	対象の方の障害者手帳やマイナンバーカード等、本人確認ができるもの
高齢障害者医療（所得制限あり） 障害者医療（所得制限あり） ・身体障害者手帳（1級～3級の人） ・精神障害者保健福祉手帳 (1・2級の人) ・知的障害（中度・重度の人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉医療課 南館1階④ TEL:06-6489-6359 FAX:06-6489-6398</li> <li>・南北保健福祉センター 南北福祉相談支援課（身体・知的障害者） 南北地域保健課（精神障害者）</li> <li>・各地区保健・福祉申請受付窓口</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費受給者証</li> </ul>
障害者等バス特別乗車証の返却	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉課 中館6階 TEL:06-6489-6348 FAX:06-6489-6329</li> <li>・南北保健福祉センター 南北福祉相談支援課（身体・知的障害者） 南北地域保健課（精神障害者）</li> <li>・各地区保健・福祉申請受付窓口</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者等バス特別乗車証</li> </ul>
<b>*** その他 ***</b>		
特定医療費（指定難病）受給者証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病対策課 TEL:06-4869-3053</li> <li>各地区保健・福祉申請受付窓口</li> <li>または南北地域保健課</li> </ul>	・受給者証
被爆者手帳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県原子爆弾被爆者相談室 TEL:078-361-8604</li> </ul>	その方によって、申請書類が異なりますので、必ずお問い合わせください。
小児慢性特定疾病医療受給者証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病対策課 TEL:06-4869-3053</li> <li>各地区保健・福祉申請受付窓口または南北地域保健課</li> </ul>	・受給者証
自立支援医療（育成医療）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南部保健福祉センター南部地域保健課 TEL:06-6415-6342 FAX:06-6430-6850</li> <li>南北地域保健課</li> </ul>	・自立支援医療（育成医療）受給者証
肝炎治療費受給者証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策担当 TEL:06-4869-3062</li> <li>各地区保健・福祉申請受付窓口または南北地域保健課</li> </ul>	・受給者証
公害医療手帳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病対策課 TEL:06-4869-3019</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手帳</li> </ul> <p>（その方によって、申請書類が異なりますので、必ずお問い合わせください。）</p>
乳幼児等医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉医療課 南館1階④ TEL:06-6489-6359 FAX:06-6489-6398</li> <li>・南北保健福祉センター 南北福祉相談支援課</li> <li>・各地区保健・福祉申請受付窓口</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手帳</li> </ul> <p>（その方によって、申請書類が異なりますので、必ずお問い合わせください。）</p>
こども医療		
母子家庭等医療（所得制限あり）		
犬の登録 所有者等を変更してから 30 日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・尼崎市動物愛護センター TEL:06-6434-2233 西昆陽4-1-1</li> </ul>	<p>犬の飼い主が亡くなられた等で、犬の所有者・所在地が変更になる場合、 変更届出書の提出が必要です。</p> <p>電話でご連絡ください。（登録事項変更届を提出していただきます）</p>

普通乗用車 (125cc を超える 2 輪車を含む)	・神戸運輸監理部兵庫空港部 TEL:050-5540-2066 神戸市東灘区魚崎浜町 34-2	変更がある場合、その方によって持つて行くものが違いますので、必ずお問い合わせください。
3 輪 4 輪の軽自動車	・軽自動車検査協会兵庫事務所 TEL:050-3816-1847 神戸市東灘区御影本町 1-5-5	変更がある場合、その方によって持つて行くものが違いますので、必ずお問い合わせください。
運転免許証 管轄の警察	・南警察 昭和通 2-6-82 TEL:06-6487-0110 ・東警察 潮江 5-8-55 TEL:06-6424-0110 ・北警察 南塚口町 2-13-23 TEL:06-6426-0110	その方によって持つて行くものが違いますので、必ずお問い合わせください。
パスポート	・兵庫県旅券事務所 尼崎出張所 TEL:06-6428-7600 塚口町 2-1-2-316 塚口さんさんタウン2番館	変更がある場合、その方によって持つて行くものが違いますので、必ずお問い合わせください。
登記(持ち家の名義変更など)	・法務局 東難波町 4-18-36 TEL:06-6482-7401	

\* \* \*その他、手続されていたところの担当課へ。\* \* \*

●亡くなられた方への課税…個人市民税・県民税は、毎年 1 月 1 日現在で市内に住所がある人などに対して 前年の所得に基づき課税されます。

したがいまして、前年中に亡くなられた方に対するは翌年度の個人市民税・県民税は 課税されません。

●ひとり親世帯になられました場合は、北館 2 階 こども福祉課 TEL:06-6489-6349 へご相談ください。

●児童扶養手当を受給されている世帯のどなたかが亡くなった場合は、北館 2 階 こども福祉課 TEL:06-6489-6349 へご相談ください。

●児童手当受給者が亡くなった場合は、北館 2 階 こども福祉課 TEL:06-6489-6349 へお問い合わせください。

●保育施設等を利用されている世帯のどなたかが亡くなった場合は、北館 2 階 こども入所支援担当 TEL:06-6489-6369 へご相談ください。

●ごみの申込…先に何を捨てるかリストを作つてから、家庭ごみ案内センターに申し込んでください。

電話 06-6374-9999

月～金 8:00～16:45 土/祝 9:00～16:45

\*インターネットは 24 時間受付



### おくやみコーナーのご案内【完全予約制】

故人に係る、市役所での主な手続きを受付します。

※手続の内容によっては、所管課をご案内する場合がございますので、ご了承ください。

場所: 本庁中館 1 階 「府内案内」向かって右 TEL:06-6489-6229 FAX:06-6483-2282

■対象者 死亡時に尼崎市に住民登録をされていた方のご遺族等

■予約方法

事前に「尼崎市オンライン申請ポータルサイト」からご予約をお願いします。

なお、パソコンやスマートフォンをお持ちでない方につきましては、電話による予約も可能です。

予約の受付期間は、利用希望日の 30 日前～3 開庁日までです。

※例: 利用希望日が木曜日の場合、予約締め切りは前週の水曜日です。



■窓口業務時間

午前 9 時～午前 12 時、午後 1 時～午後 5 時まで

(予約枠は、午前 9 時、午前 10 時、午前 11 時、午後 1 時、午後 2 時、午後 3 時、午後 4 時の 7 枠。)

※土・日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日はご利用いただけません。

その他、携帯電話・銀行・資格をお持ちの方で、住所変更などの手続が必要な場合は、それぞれ手續してください。